

東社協 東京都介護保険居宅事業者連絡会ニュース

Vol.42 (2021年1月号)

◎このニュースは東社協東京都介護保険居宅事業者連絡会の会員事業所のみなさまに、東京の高齢者在宅福祉・介護に関する最新の動向、会員向けの研修会やイベント等の情報をお届けするものです。

■介護報酬改定はパブリック・コメントに

昨年12月23日、社会保障審議会介護給付費分科会(田中滋・分科会長)第197回で、第8期(2021～2023年度)介護報酬・基準について、『2021年度介護報酬改定に関する審議報告』がまとまりました。続いて、第198回(1月13日)に「運営基準の改正(案)」、第199回(1月18日)に「2021年度介護報酬改定介護報酬の見直し案」が了承され、厚生労働省は19日から2月17日まで、パブリック・コメント「令和3年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見募集」をはじめています。

昨年末、「プラス0.70%」が公表されましたが、第198回資料1「2021年度介護報酬改定の主な事項について」では、0.65%分で「全てのサービスの基本報酬を引き上げる」、0.05%分で「全てのサービスについて、2021年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする」とあります。

0.05%の「特例的な評価」は半年なので、「プラス0.1%」になるようです。

■報酬の明細は参考資料に

改定介護報酬については、第198回参考資料1「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」(220ページ)の2～162ページに加算報酬と基準の見直し、基本報酬は163ページ以降の「各サービスの基本報酬」に掲載されています。

基本報酬は現行の「全26種類54サービス」が等しく0.65%の引き上げになるわけではありません。ホームヘルプ・サービスは0.6%、訪問看護は0.3～1.4%、同じ訪問系でも訪問リハビリテーションは5.1%のプラスです。同じリハビリテーションでも、通所リハビリテーションは4.6～9.2%のアップです。施設サービスは2%程度で、認知症グループホームの0.4%という低さが気になるようです。

なお、介護職員処遇改善加算は5段階のうちⅣとⅤの廃止が予定されています。在宅サービスでは1%前後の事業所がⅣとⅤを取得しています。厚生労働省はⅢ以上を取得できるよう事業所を支援するとしていますが、全事業所の取得をめざしてもらいたいものです。

■問われる利用者の「負担能力」

介護報酬は事業所ごとに基本報酬にどれくらい加算報酬を加えることができるかで変わりますが、利用者への影響は介護報酬の「プラス0.70%」だけでなく、昨年末、パブリック・コメントの募集で公表された高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ(政令)、補足給付の食費の引き上げ、資産要件の見直し(告示)とも連動します。

第8期の介護保険料の引き上げも予測されるため、利用者の「負担能力」の根拠がさらに求められると思います。

(市民福祉情報オフィス・ハスカップ 小竹雅子)

令和2年度
第2回

総会

令和2年度第2回総会について、下記の通り開催する予定です。開催通知につきましては、改めてお送りいたします。お忙しいところ大変恐縮ですが、ご予定いただきますようお願い申し上げます。

【配信】令和3年2月19日(金)14時00分を目途に配信開始(3月5日まで配信予定)

【形式】総会：書面決議 講演会：WEB配信

【内容】▼総会

▼Ⅱ部 講演(14時00分～15時00分)

「居宅サービスにおける介護保険制度改正・介護報酬改定について(仮題)」

講師：〈講師〉青木 正人 氏 ((株)ウエルビー)

▼Ⅲ部 報告(15時10分～15時50分)

「『選択的介護モデル事業』の取り組み」

「自費サービスの取組みについて～利用者のニーズの一步先を見たサービスの展開～(仮題)」

送信元

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉部 高齢担当
TEL:03-3268-7172/FAX:03-3268-0635/E-mail:kourei@tcsw.tvac.or.jp
HP:https://www.tcsw.tvac.or.jp/bukai/ziqvousva.html